

伊豆水上バイク安全協会認定業者様へのご案内

伊豆水上バイク認定業者兼、管理者として下記の条件を全て確認し満たして下さい。

伊豆水上バイク安全協会の賛助会員であり規定のルールを厳守して下さい。

上下架に使用する設備・車両の検査や車検・自賠責・任意保険を必ず取得し、作業に従事する者はその免許資格を保持している事。又、その証明書のコピーを年度ごとに当協会本部へ提出して下さい。

上下架をする港・海岸・河川の各地域に所在があり、その自治体へ納税している事。

伊豆水上バイク安全協会に入会している艇以外は上下架を行わないで下さい。（ジェットボートは船舶の管理団体へ許可を取り当団体では取り扱わない事）

港・海岸・河川別に利用する水上バイクの台数制限を決め限度を超えて上下架を行わないで下さい。

利用者に入会案内&自主規定の同意書を記入して頂き、その都度協会本部へ提出（FAX）して下さい。

上下架の際には音量測定器を携帯し各艇の音量を測定し（70デシベル以下）不要改造艇は上下架・入会をお断り下さい。

管理者は必ず出航の前に運転者へ5～10分程度の安全自主ルールと航行禁止・注意区域の講習を受けて頂き、全ての利用者の航行ルートと名前と船舶番号と艇の特徴を記録保管（1年間保管）し免許証と携帯電話番号（グループの場合は代表者の番号）の確認を行って下さい。

上下架をする際には協会が発行貸出する表示を作業する車両の前面と左右に掲示する事と艇に年度毎の航行許可ステッカーが貼付けてあるか確認して下さい。

管理者は協会員の監視パトロールや漁協会や遊覧船その他船舶、地域住民や遊泳者より危険操縦や飲酒操縦や密漁の通報があった場合。直ちに、船舶番号や特徴が該当する運転者の携帯電話に連絡をとり事実確認と注意喚起・警告を適切に行って下さい。警告無視や明らかに悪質な行為の場合は航行許可を取消処分としステッカーの返却して頂き、次回より伊豆地域での上下架をお断りして下さい。

会員取消者や退会者があった場合、協会本部へ提出（FAX）して下さい。

利用後は周辺地域のゴミを責任持って回収処分して下さい。

販売用の会員ステッカーは年度末に協会へ返却して下さい。

認定業者として規定条件を守って頂けない場合は認定を取消とさせて頂き賛助会員年会費はいかなる場合も返金は致しません。